

税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局(春日井市 で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊 し届を提出してください。

>自動車等を廃車・譲渡したら

原動機付自転車および小型特殊自動車

で手続きをしてください。 交付証明書を持参し、役場税務課 ナンバープレート・印かん・標識

`自動車等を購入したら

※住所など申告事項に変更があった 原動機付自転車および小型特殊自動車 明書を持参し、15日以内に役場税 印かん・販売証明書または譲渡証 務課で手続きをしてください。

三輪および四輪以上の軽自動車 原動機付自転車および小型特殊自 動車以外の手続き場所

場合も手続きをしてください。

軽自動車検査協会愛知主管事務所

二輪小型自動車・普通車

動車検査登録事務所 中部運輸局愛知運輸支局 小牧自

軽二輪自動車 (1268から2508)

※車両ごとに異なります。 愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

便

家屋調査をおこなっています。 ら固定資産税の課税対象となるため した物件については、平成29年度か 1月2日以降に 完成 (新築・増築

めのもので、事前に調査日時を調整 調査して、固定資産税を算出するた し、当日は職員が訪問しておこない これは、建物の構造や使用資材を

ので、ご協力をお願いします。 仕上げ材を確認させていただきます ただき、図面などの書類や各部屋の 調査時には、家の中に入らせてい

問合せ先 税務課 95-1113



▽認知症の電話相談

(認知症と家族の会)

\$9-2227

▽大□町地域包括支援センター

ますのでご利用ください。

気軽に相談できる窓口があり

るいは自分自身が認知症になっ ▽症状が出たらどうしたらいい を抱いたことはありませんか? たらどうしよう…」そんな不安 ▽認知症ってどんな病気なの?

▽家族や周囲は、本人にどう接 したらいいの?

きます。 たら、さまざまな問題が起きて 親や身近な人が認知症になっ

思ったら、一人で悩まず専門家 が大切です。「もしかして?」と に相談しましょう。 認知症は早期診断・早期治療

地域包括支



認知症について 考えてみましょう!

相談窓口

「もしも、親や身近な人、あ

▽大□町健康生きがい課

~0120-294-456

94-0051

暮らせるまちづくりを目指しま て、認知症になっても安心して 認知症という病気を理解し



問合せ先 のでお気軽にご相談ください。 まざまな相談に対応しています 地域包括支援センターではさ

94-2227 、社会福祉法人おおぐち福祉会 大口町地域包括支援センター